

給与支払報告
特 別 徴 収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年 月 日		給 与 (特別徴収義務者) 支 払 者	所 在 地	郵便 番 号				※ 処 理 事 項		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
市区町村長殿			名 称				特別徴収義務者指定番号					
			代表者の 職氏名印				整 理 番 号					
								連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係 氏名			
								電話 () ー 番				
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	備 考
フリガナ				円	月分 から	円	円		1. 退職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. 会社解散 7. 住所誤報 8.	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収	円	一括徴収した 税額は、 月分で納入 します。
氏 名	(旧姓)									控除社会 保険料額	円	
旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います)											
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)											
本籍地	(現住所不明の場合は本籍地)				月分 まで							

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給 与 又 は 退 職 手 当 等 の 支 払 予 定 月 日	一 括 徴 収 予 定 額	※市区町村記入欄	退職者の未徴収税額は、一括徴収の方法で 納入下さるようお願いいたします。
1. 異動が 年12月31日までで、申出が あったため (月 日 申出)			支払い予定日ごと の 徴 収 予 定 額		
2. 異動が 年1月1日以後で特別徴収 の継続の希望がないため		円	合 計 (上記(ウ)と同額)		
一 括 徴 収 で き な い 理 由		円			
(○を付してください)		一括徴収した税額は、 月分で納入します。			
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等が ないため又は未徴収税額より少ないため					
2. その他 理由()					

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	給 与 (特別徴収義務者) 支 払 者	所 在 地	郵便 番 号	特別徴収義務者 指 定 番 号	※
月分から徴収し		フリガナ		連絡者の係 及び氏名並びにその 電 話 番 号	係 氏名
納入する。		代表者の 職氏名印		電話 () ー 番	
給与支払方法及びその期日	払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称			経 理 責 任 者 氏 名	

(市町村提出用)

ご注意
4 3 2 1
※印の欄は届出者において記載する必要があります。
退職者については「一月一日以降退職時までの給与支払額」と「控除社会保険料」を必ず記入して下さい。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行なう場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
回付願います。新勤務先では、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手
続を済ましたうえで、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。